

HPCI 計画推進委員会の議事運営等について (案)

平成22年8月17日
平成26年7月7日一部改正
令和3年6月 日一部改正
HPCI 計画推進委員会決定

(趣旨)

第1条 HPCI 計画推進委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

(委員会)

第2条 委員会の会議は、主査が招集する。

- 2 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会に主査代理を置き、当該委員会に属する構成員のうちから主査があらかじめ指名する者が、これに当たる。
- 4 主査代理は、主査の職務を補佐し、主査が委員会の会議に出席できないときはその職務を代理することができる。
- 5 主査は、必要があると認めるときは、委員会に必要とする者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 6 委員会は HPCI 計画の推進に関する具体的な事項の検討にあたって、必要に応じて本委員会の下に部会等を設置することができる。部会等の運営に必要な事項は別に定める。
- 67 部会等に属すべき当該委員会の構成員は、委員会の主査が指名することができる。

(書面による調査審議)

第3条 主査は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面等を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことにより、調査審議を行うことができる。

- 2 前項の規定により調査審議を行った場合は、主査が次の会議において報告しなければならない。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合は非公開とすることができます。

- 一 非公開情報等を使用して議事を運営する場合など、主査が非公開が適

当と認める場合

- 二 前号に掲げるもののほか、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会において非公開とすることが適当であると認める場合
- 2 委員会が前項ただし書の規定に基づいて非公開の調査審議を行った場合には、委員会に属する構成員は、当該調査審議において知り得た内容について他に漏らしてはならない。ただし、公開された会議資料及び公表された議事録に係る情報については、この限りではない。

(議事概要の公表)

- 第 5 条 主査は、委員会の会議の議事概要を作成し、委員会所属の構成員に諮った上で、これを公表するものとする。
- 2 委員会が前条第一項ただし書の規定に基づいて非公開の調査審議を行った場合には、主査が委員会所属の構成員に諮った上で当該調査審議に係る議事概要を非公表とすることができます。

(議事)

- 第 6 条 委員会は、これに属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 主査が必要と認めるときは、委員等は情報通信機器を利用して会議に出席することができる。

(雑 則)

- 第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。